

岐阜県公報

第 二 百 七 十 四 号
令 和 四 年 二 月 十 五 日
(火曜日)

目 次

告 示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく 知事が定める医療費指数反映係数等	(国民健康保険課)	六三
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 指定医療機関の廃止の届出	(地域福祉課)	六四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指 定	(同)	六四
指定介護機関の廃止の届出	(同)	六四
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	六五
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	六六
道路の区域変更	(道路維持課)	六九
道路の供用開始	(同)	六九
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	七〇
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	七〇
土砂災害警戒区域の指定	(同)	七〇
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	七〇
岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市整備課)	七一
落札者等に関する公示	(税務課)	七一
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	七二
土地改良区役員 の 退任	(可茂農林事務所)	七三

岐阜県告示第四十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数等を次のとおり定め、令和四年四月一日から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく知事が定める医療費指数反映係数等に関する告示（令和三年岐阜県告示第五十九号）は、令和四年三月三十一日限り廃止する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

告 示

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 一
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇七二五三〇八九四二〇四
- 一
 - 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 一・〇一三四三〇六〇三
 - 一一二二
 - 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
 - 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇五九六七
 - 四四一四〇四三四
 - 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九八三一一八七
 - 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 〇・

- 七〇
- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・一三四〇一九五六八五七七四
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九九五七七〇一
- 十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
和田 医 院	大垣市荒尾玉池一丁目三四番地	令和 三・一二・一
荒 尾 薬 局	大垣市荒尾玉池一丁目三五番一	同
ひだまり薬局 瑞浪店	瑞浪市一色町二丁目八四番三	同
酒向 齒科 医 院	美濃加茂市太田町一八八二四	令和 三・一二・一六

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
和田 医 院	大垣市荒尾玉池二四〇	令和 三・一一・三〇
荒 尾 薬 局	大垣市荒尾玉池一五六	同
酒向 齒科 医 院	美濃加茂市太田町四一四四二	令和 三・一二・一五

岐阜県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

同
同
訪問リハ
ビリテー
ション
同

岐阜県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社 メドイット

旧 愛知県知多郡東浦町大字生路字門田一〇一
新 愛知県名古屋市長穂区弥富通五丁目五六番地

居宅療養管理指導

すずらん調剤薬局

多治見市明和町五丁目五七七

令和 三・ 四・二六

同

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市鷺谷四六九三の九

二 指定の目的

三 土砂の崩壊の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市柿野字向山八七三の一、八七四、八七五、八七七、八八二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町大洞字太ノ平二六四五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八八の四、一六八八の七、一六九〇の二、一六九〇の六

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年二月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百十八号	加茂郡八百津町八百津字霜桶二二二六番五地先から同郡同町同地先まで	前	三・七 五・九	二〇・九	
			後	一・五 五・九	二〇・九	

岐阜県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年二月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の年月日）
県道	川御辺高線	可児市兼山字常盤町六一三番一地先地内	四・一	令和 四・二五	令和 二・七三

岐阜県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年二月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の年月日）

県道	養老線	養老郡養老町石畑字川戸一四 三二番一地从先から 同郡同町同字同 一四 五三番一地从先まで	一五三	令和 四・二・一五	令和 三・九・三
----	-----	---	-----	--------------	-------------

岐阜県告示第六十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真長寺1	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真長寺2	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富3	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真長寺1	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真長寺2	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富3	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真長寺1	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真長寺2	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富3	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所

所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真長寺1	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真長寺2	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富3	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年岐阜県告示第四百九十三号 岐阜都市計画道路事業 三・五・五十一号 北一色若宮地線

三 事業施行期間

平成二十四年十月三十日から
令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県県税徴収金収納業務 一式（単価契約）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年11月11日
- 4 落札者を決定した日 令和3年12月23日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 高橋 謙大
- 6 落札金額 1件 64円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課管理収納係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

関市板取の一部（島口）

三 調査を行った期間

平成三年六月から令和三年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

関市（板取の一部）の地籍図

関市（板取の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和四年一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

関市富之保の一部（武儀倉銚子ヶ洞）

三 調査を行った期間

平成十五年八月から令和元年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

関市（富之保の一部）の地籍図

関市（富之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和四年一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

関市富之保の一部（武儀倉若林・松葉ヶ平）

三 調査を行った期間

平成十六年八月から令和元年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

関市（富之保の一部）の地籍図

関市（富之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和四年一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡八百津町

二 調査を行った地域

加茂郡八百津町大字潮見の一部（潮見）（ 入野・見渡）

三 調査を行った期間

平成二十一年七月から令和三年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡八百津町（大字潮見の一部）の地籍図

加茂郡八百津町（大字潮見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和四年一月二十七日

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区 連合	令和四年二月 四・二七	理事	伊藤 誠一	美濃加茂市西町三丁目 七七番地

令和四年二月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社